

浜松市中小企業等活性化対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、地域産業の経営基盤の安定化を図るため、地域産業を指導育成する中小企業団体等に対し交付する中小企業等活性化対策事業費補助金(以下「補助金」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱に規定する「中小企業団体等」とは、次の各号に掲げる団体をいう。

(1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第2項に規定する静岡県中小企業団体中央会

(2) 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会
(補助金対象事業)

第3条 補助金の対象は、中小企業団体等が実施する事業で、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

(1) 経営改善普及事業指導職員設置事業(静岡県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)の別表第1に定める補助対象職員の設置費(ただし、商工会議所を補助対象としているものは除く。)に準ずる。)

(2) 経営改善普及事業指導事業(県要綱の別表第1に定める指導事業費(ただし、商工会議所を補助対象としているものは除く。)に準ずる。)

(3) 中小企業活性化対策支援事業(県要綱の別表第1に定める資質向上対策事業費(合併赴任旅費及び合併単身赴任手当を除く)、経営指導推進費、小規模事業施策普及費、商工会等指導施設建設費、商工会等指導環境推進費、地域振興調査事業費、むらおこし総合活性化事業費、経営安定特別相談事業費(ただし、商工会議所を補助対象としているものは除く。)に準ずる。)

(4) 組合等運営指導事業(静岡県中小企業団体中央会が行う事業のうち、運営指導事業及び産業振興対策事業にかかる経費)

(5) 商工会合併事業(県要綱の別表第1に定める資質向上対策事業費のうち合併赴任旅費及び合併単身赴任手当、広域連携等対策事業費(ただし、商工会議所を補助対象としているものは除く。)に準ずる。)

2 前項の規定にかかわらず、次の者は交付の対象とすることができない。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査

役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(補助額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する事業に要した経費の2分の1以内とする。ただし、当該経費に対する当補助以外の補助を受けている場合は、その額を差し引いた経費に対して適用する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号の書類を、市長が定める時期までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 事業計画書

(3) 事業収支予算書(第2号様式)

(4) 市税納付・納入確認同意書(第3号様式)

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(6) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)

2 補助金の交付を申請しようとする者は、市税を完納していなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請についてその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、その交付を決定し当該申請者に対して、補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助金の交付が適当でないと認めるときは、当該申請者に対して補助金不交付決定通知書(第17号様式)により通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた後、補助金対象事業に要する経費の総額20パーセントを超えて変更する場合には、速やかに変更承認申請書(第6号様式)に、変更事業計画書、変更収支予算書、その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定の内容を変更したときは、補助金交付決定変更通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助金の交付の決定を受けた中小企業団体等が事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止・廃止承認申請書(第8号様式)に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた中小企業団体等は、補助事業が完了したときは、事業完了後1月以内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書 (第 9 号様式)
- (2) 事業報告書
- (3) 事業収支決算書 (第 1 0 号様式)
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類
(補助金の額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の規定により提出された報告書等の内容を審査し、補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書 (第 1 1 号様式) により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 2 条 前条の補助金交付額確定通知書を受けた中小企業団体等は、当該通知書を受領した日から起算して 2 0 日以内に請求書 (第 1 5 号様式) により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(概算払の申請)

第 1 3 条 前条の規定にかかわらず、規則第 1 6 条第 2 項の規定による補助金の概算払を受けようとする中小企業団体等は、補助金概算払承認申請書 (第 1 2 号様式) と資金計画表 (第 1 3 号様式) を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(概算払の承認)

第 1 4 条 市長は、前条の規定により提出された申請書等の内容を審査し、概算払をする必要があると認めるときは、補助金概算払承認通知書 (第 1 4 号様式) により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 5 条 市長は、第 9 条による承認申請があったとき、又は第 1 0 条の規定により報告等の内容を審査した場合において、当該事業の内容に虚偽又は重大な誤りが認められるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金返還通知書 (第 1 6 号様式) により通知するものとする。

(細則)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金に適用する。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は名称
及び代表者名
印

補助金交付申請書

下記のとおり中小企業等活性化対策事業費補助金を交付されたく申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の経費の配分、経費の使用方法、補助事業の完了予定期日、その他補助事業の遂行に関する計画
- 3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎
- 4 その他

添付書類：事業計画書、収支予算書、申請者の資産負債内容、補助事業の効果、役員名簿

第2号様式

事業収支予算書

1 収入の部

| 区分 | 本年度予算額 (A) | 前年度予算額 (B) | 増減 (A) - (B) | 備考 |
|----|---------------|---------------|-----------------|----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

2 支出の部

| 区分 | 本年度予算額 (A) | 左のうち 補助対象経費 | 前年度予算額 (B) | 増減 (A) - (B) | 備考 |
|----|---------------|----------------|---------------|-----------------|----|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

第3号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(取扱い 産業総務課)

補助金交付申請者

所在地

団体名

_____ 印

(代表者印)

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市中小企業等活性化対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、市が補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

補助金名称 浜松市中小企業等活性化対策事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市中小企業等活性化対策事業費補助金補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった中小企業等活性化対策事業費補助金について、下記のとおり条件を付して交付します。

記

| | | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|

- 条 件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の中止又は、内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は、遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
 - 5 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は、一部の返還を命ずる。
 - 6 事業完了後、補助金交付要綱に定める日までに指定する様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
 - 7 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）に基づく市長の指示に従うこと。
 - 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限って、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 9 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 10 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は名称
及び代表者名 印

変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定
を受けた中小企業等活性化対策事業費補助金の計画を次のとおり変更したいので、承認
されるよう申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって決定した中小企業等活性化対策事業費補助金の交付決定の内容を次のとおり変更します。

記

| | | | | | | | | | |
|-----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|-----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|

承認内容：

- 条 件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の中止又は、内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は、遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
 - 5 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は、一部の返還を命ずる。
 - 6 事業完了後、補助金交付要綱に定める日までに指定する様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
 - 7 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）に基づく市長の指示に従うこと。
 - 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 9 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 10 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は名称
及び代表者名 印

事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた中小企業等活性化対策事業費補助金を、次のとおり中止・廃止したいので申請します。

記

中止・廃止の理由

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は名称
及び代表者名 印

補助事業実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた中小企業等活性化対策事業費補助金が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了の年月日
年 月 日
- 2 事業の内容及び成果
- 3 収支の状況
- 4 補助金の交付申請と相違した場合は、その理由
- 5 交付確定を受けたい額
- 6 その他

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検査)者

審査結果の意見

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は名称
及び代表者名 印

事業収支決算書

(年 月 日現在)

1 収入の部

| 区分 | 予算額 (A) | 決算額 (B) | 決算額の内訳 | | 増減 (B) - (A) |
|----|------------|------------|--------|-------|-----------------|
| | | | 収入済額 | 収入未済額 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | | | | | |

収入未済額は、確定額であること。

2 支出の部

| 区分 | 予算額 (A) | 決算額 (B) | 左のうち 補助対象 決算額 | 補助対象決算額の内訳 | | 増減 (B) - (A) |
|----|------------|------------|---------------------|------------|-------|-----------------|
| | | | | 支出済額 | 支出未済額 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | | | | | | |

支出未済額は、確定額であること。

この書類は原本と相違ありません。

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により決定した中小企業等活性化対策事業費補助金について、次のとおり確定します。

記

| | | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|

上記確定額に不服のある場合は、書類受領後 5 日以内に、書類をもって市長に異議の申し立てができます。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は
所在地
申請者
氏名又は名称
及び代表者名 印

補助金概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた中小企業等活性化対策事業費補助金について、次のとおり概算払を承認されるよう申請します。

記

1 概算払承認申請の理由

2 概算払承認申請の時期及び額

| | |
|-----|--|
| 時 期 | |
| 金 額 | |

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金概算払承認通知書

年 月 日付け承認申請のあった中小企業等活性化対策事業費補助金の概算払については、次のとおり承認します。

記

| | |
|------|--|
| 時 期 | |
| 金 額 | |
| 精算期日 | |

請 求 書

| | | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|

ただし、

| | | | | | | |
|----------|-----|-----------------------------------|--------------------|------------|--------------|-----|
| 支払 方法 | 直接払 | <input type="checkbox"/> 座 振替払 | 銀 行 信用金庫 農 協 | 本 店 支 所 | 当座預金 普通預金 | 第 号 |
|----------|-----|-----------------------------------|--------------------|------------|--------------|-----|

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は
所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

金額欄には数字の前に¥を記載してください。
請求番号は、必ず記入してください。

請求番号

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金返還通知書

年 月 日付で浜 第 号をもって交付を決定した中小企業等活性化対策事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第 1 8 条の規定により次のとおり返還を命じ、通知します。

記

1 返還を命ずる額

| | | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 年 月 日

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長

不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、中小企業活性化対策事業費補助金の交付について、次の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由